

〈 保存・特別保存刀剣等審査申請書 〉

申請者及び申請代理人は、以下の事項に同意の上、下記物件について審査を申請します。

- 日本美術刀剣保存協会審査規程第30条(免責事項)、第31条(申請物件の保管引渡)その他の条項を全て確認しました。
- 送付による申請の場合には、申請物件送付に用いた木箱、ダンボール、ケース等の梱包箱(梱包資材を含む)の所有権を放棄し、当該梱包箱を貴協会が処分することに異議はありません。
- 審査に合格した場合には、過去に発行された証書を貴協会に返却いたします。

申請する審査 (1:保存 2:特別保存 3:保存・特別保存同時)

物件の種類 (1:刀剣 2:刀装 3:刀装具)

申請日 20 年 月 日

登録証 発行機関 教育委員会

番号 第 号

交付日付 年 月 日
1:昭和 2:平成 3:令和

再交付日付等 年 月 日
1:昭和 2:平成 3:令和

申請者 氏名

フリガナ

会員番号

郵便番号

都道府県

郡市区町村

町名字名以下を記入して下さい

※この申請書に記載された情報は、審査以外の目的で使用しません。

申請物件

一

● 画題・銘文等

● 種別

その他 ()

太刀 刀 脇指 短刀 薙刀 槍 劍
 目貫 縁頭 小柄 筭 二所 三所物 揃金具 拵

※銘文等は省略せず漏れなくご記入ください。
 ※申請時に付帯させるもの(資料等)がある場合は、全てこの枠内に「」記入ください。

申請代理人 (申請者と同一の場合、記入は不要です。)

氏名

郵便番号

フリガナ

都道府県

会員番号

郡市区町村

町名字名以下を記入して下さい

書類送付先 (1:申請者 2:申請代理人)

連絡先電話番号 (1:申請者 2:申請代理人)

過去に発行されている証書の情報 ※保存/特別保存証書紛失等により再度申請される場合には、当該紛失した証書情報をご記入ください。

種別 (1:貴重 2:特別貴重 3:甲種特別貴重 4:保存 5:特別保存)

発行日付 年 月 日 証書番号第 号
1:昭和 2:平成 3:令和

協会使用欄

※審査規程抜粋第31条※
 申請者が審査結果通知書記載の物件返却開始日から起算して、1年を経過してなお申請物件を引き取らない場合、協会はその後の申請物件の保管について善管注意義務を免れるものとする。

2 前項に定める期間以後に物件を引き取った場合は、協会は、その期間に応じて保管の際に生じた必要経費を請求することができる。

3 第1項の期間経過後、更に2年を経過した場合は、申請人はその所有権を放棄したものとみなし、審査物件の任意の処分について、一切の異議申し立てをすることができないものとする。なお、これによって法的問題が生じた場合は、申請者が一切の責任を負うものとする。

4 申請者が審査料金等未払い又は旧証書未返納の場合は、申請物件を留置することができる。